

標準仕様書

1. 本業務委託の標準仕様については次による。

1)「東京都建設局設計委託標準仕様書」、「東京都建設局測量委託標準仕様書」及び「日野市測量業務委託共通仕様書」による。

2)仕様書の取り扱い、仕様書の内容について疑義が生じた場合は委託者の指示による。

2. 読みかえ

上記仕様書において「都」「局」は「日野市役所」と読みかえる。

3. 特記事項

別紙

特 記 仕 様 書

【一般事項】

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「令和8年度橋梁補修設計業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

2. 業務の目的及び概要

本業務は、令和5年度の道路橋定期点検結果により区分がⅢ(早期措置段階:構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。)と判定された3橋に対して、損傷状況を調査のうえ、適切な対策を検討し、補修設計を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の翌日より令和9年3月12日まで

4. 再委託

- (1) 受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (3) 委託者の承諾が得られた本委託業務の一部を再委託する場合においては、受託者と同様に再委託先においても本業務に係る契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、日野市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- (5) 受託者は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。
- (6) 受託者は、当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

5. 疑義

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については委託者と受託者が協議し委託者の指示に従うものとする。

6. 配置技術者

本業務の実施にあたっては管理技術者及び照査技術者2名を定めるものとし、次に定める要件を満たす者とする。

- ・管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門または建設部門の鋼構造及びコンクリート)またはRCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有するものとする。
- ・管理技術者及び照査技術者は、それぞれの技術者(管理技術者は管理技術者、照査技術者は照査技術者)として、東京都内における橋梁補修設計業務(官公庁から受注した過去5年以内の実績に限る)の実績を有するものとする。

7. 提出書類

受託者は業務着手届(工程表、管理技術者及び照査技術者を定め経歴書を添付すること)、業務計画書、報告書、納品書及び業務完了届を提出すること。

8. 成果品の提出

下記の成果品を提出すること。(各橋梁ごと)

- | | |
|----------------------|-----|
| (1)設計図書 | 2 部 |
| (2)報告書 | 2 部 |
| (3)協議資料及び協議録 | 2 部 |
| (4)巻末資料(設計の根拠資料等) | 2 部 |
| (5)上記資料を保存したCDまたはDVD | 2 部 |

9. 成果品の瑕疵

業務完了後、受託者の過失、疎漏により成果品に瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、速やかに補足・訂正等必要な処置を受託者の負担で行うものとする。

10. 損害賠償

受託者は、作業実施中に生じた諸事故に対しての責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は受託者が一切を処理するものとする。

11. 情報セキュリティポリシーの遵守

(1)本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。

(2)日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。

(3)本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

(4)本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

12. 環境負荷低減の取組みについて

(1)日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

(2)洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。

ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

13. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、次の事項に留意すること。

(1)障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

(2)差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

14. 内部通報制度

(1)日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。

本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

(2)内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

15. 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

16. 衛生に関する対策

業務の履行にあたっては、従事者の体調管理、手洗いや手指の消毒、施設や用具の消毒、対人距離の確保、換気、マスクの使用等、市の指示に従い、適切な対策を講じること

【橋梁補修設計】

1. 業務概要

本業務の業務概要は、次のとおりとする。

(1) 橋梁補修設計業務

番号	作業内容
1	設計計画
2	既存資料の収集・整理
3	現地踏査
4	形状調査・一般図作成
5	補修箇所の抽出
6	補修工法の比較検討
7	橋梁補修設計
8	施工計画
9	概算工事費算定
10	照査
11	報告書作成
12	関係機関協議資料作成
13	打合せ協議

(2) 対象橋梁

橋梁名	所在地	橋長 (m)	幅員 (m)	架設年度	橋下 状況	構造 形式
第 3039 橋	南平六丁目16 番地 22 先(市道 L2 号線)	2.9	12.9	1966 ~ 1973 (推測)	用水路	単純 RC 中実床版
幹線市道Ⅱ-19 号線橋	南平五丁目 9 番地 1 先(幹線市道Ⅱ-19 号線)	7.3	93.7	1975	道路 用水路	PC ポステン T 桁
奥山橋	平山二丁目36 番地1先(市道 K39 号線)	8.8	31.7	1972	道路	PC ラーメン 橋

*設計活荷重は第 3039 橋(TL-14)、幹線市道Ⅱ-19 号線橋(TL-20)、奥山橋(TL-20)として設計されていると想定している。

2. 設計計画

日野市橋梁長寿命化修繕計画の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容・部数・使用する主な図書及び基準・連絡体系(緊急時を含む)等の事項について業務計画書(照査計画を含む)を作成する。また、新技術の活用について検討することを明記し、検討結果を成果品としてまとめるものとする。

3. 設計基本条件等の整理

受託者は、業務の着手にあたり、貸与資料や適用基準等により設定する設計基本条件、現地踏査や資料収集による調査対象項目等を整理したうえで承諾申請書を付して監督員に提出すること。

なお、電子計算機によって設計計算を行う際の入力条件や出力表示等については、明瞭に整理し、監督員の確認を受けること。

4. 業務スケジュール管理表の活用

- (1)本業務は、業務スケジュール管理表の活用対象業務である。
- (2)受託者は、業務スケジュール管理表の活用を希望する場合は、契約締結後、速やかに監督員と協議を行うこと。
- (3)受託者は、業務スケジュール管理表を活用する場合は、協議後15日以内に業務スケジュール管理表を作成するものとする。

なお、本取組は、円滑な業務進捗を図るために行うものであり、業務項目、項目毎の着手日及完了日、業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項とその期限などについて、受発注者の役割分担を明確にした上で作成すること。

- (4)業務の実施に当たっては、適宜業務スケジュール管理表を用いて、受発注者相互の進捗状況や予定を確認し、手戻り、手待ちを生じさせないように努めること。特に、業務工程上のクリティカルとなるポイントは、打合せ時等において、受発注者双方で確認しながら業務を進めること。

5. 現地踏査

現地で、既存資料と現状との整合性を目視により確認するものとする。また、沿道・周辺土地条件等の状況を把握し、施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。また、現地踏査時に緊急を要する損傷が認められた場合には直ちに調査職員へ報告するものとする。

6. 形状調査・一般図作成

現況形状を図面に復元し補修検討、補修設計の基礎資料とする。また、橋長・幅員等既存寸法を計測し、既存資料との整合を確認する。

7. 補修箇所の抽出

点検結果より補修が必要となる損傷箇所を抽出し、損傷数量を取りまとめる。損傷数量は損傷図と共に補修設計時に使用できるものとする。

8. 補修工法の比較検討

劣化原因、健全度から補修の要否を判定し、対策が必要な場合は適した工法により構造的・施工性・経済性等の比較検討を実施し、最適な対策工法を決定する。

9. 橋梁補修設計

補修を必要とする部位について補修詳細設計を行い、施工に必要な設計図及び数量計算書を作成する。その他必要な補修内容については、発注者と協議の上、決定するものとする。

・各橋の補修設計内容は下表のとおりとする

橋梁名	補修設計内容
第 3039 橋	上部工、下部工、点検口補修
幹線市道Ⅱ-19 号線橋	支承、上部工、下部工、橋面防水工、伸縮装置、 投物防止柵
奥山橋	上部工、斜材背面、橋面防水工、伸縮装置、 高欄

10. 施工計画

施工計画として工程計画、施工要領、施工計画図の作成を行う。施工計画の立案に際しては、占用物件、近接構造物などに留意し、足場工等の仮設備を検討するとともに資機材等の搬入路を検討する。

11. 概算工事費算定

補修数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。

12. 照査

補修工法の選定、補修図・補修数量、概算工事費について照査する。

本委託業務の履行に当たっては、東京都の定める「詳細設計照査要領」を運用することとし設計委託標準仕様書記載の「照査技術者及び照査の実施」に基づき、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。

13. 報告書の作成

補修設計の経緯と工法の内容について整理し、報告書を作成する。

14. 関係機関協議資料作成

関係機関との協議が必要になるため、協議資料を作成し、必要に応じて立ち会うものとする。

15. アスファルト舗装調査

補修・補強対策の選定を行うため、劣化の確認、劣化原因を明らかにする。

調査個所は通常の使用に支障がないように復旧する。

復旧材料は常温合材を想定している。

16. コンクリート上部工削孔調査

補修・補強対策の選定を行うため、劣化の確認、劣化原因を明らかにする。

床版水抜き孔の配置、床版内の滞水による床版の劣化損傷を防止するため、鉄筋探査を行い CCD カメラにより削孔穴から内部の調査を実施する。

17. 塗膜調査

塗装面の状態を調査・評価するため、塗膜を採取し、塗膜の分析、鉛／クロムの含有・溶出量試験を実施すること。

18. 打合せ協議

本業務の打合せは、初回、中間時 3 回(補修箇所の抽出、補修工法の比較検討、施工計画)、納品時の 5 回を標準とする。初回と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。ただし、発注者と受注者が別途必要と認めた際には発注者の指示に従うものとする。

19. 図面の作成

図面の作成にあたっては、建設局が定める「CAD製図基準・同解説」に基づき実施すること。
なお、本基準は東京都建設局ホームページから入手できる。

20. 準拠する法令等

番号	名称	編集又は発行所名
	法令	
1	道路法及び道路法施行規則	
2	道路法施行令	
3	道路構造令	
	主要技術基準及び参考図書	
1	道路橋に関する基礎データ収集要領(案)	国土交通省
2	道路橋示方書・同解説(Ⅰ 共通編)	日本道路協会
3	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会
4	道路橋示方書・同解説(Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会
5	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	日本道路協会
6	道路橋示方書・同解説(Ⅴ 耐震設計編)	日本道路協会
7	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会
8	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会
9	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会
10	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会
11	道路橋支承便覧	日本道路協会
12	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会
13	道路橋補修便覧	日本道路協会
14	道路橋床版防水便覧	日本道路協会
15	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会
16	舗装設計施工指針	日本道路協会
17	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	日本道路協会
18	舗装設計便覧	日本道路協会

19	舗装施工便覧	日本道路協会
20	橋、高架の道路等の技術基準	日本道路協会
21	橋梁定期点検要領	国土交通省
22	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省
23	長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱	国土交通省
24	長寿命化修繕計画策定事業費補助制度の運用について	国土交通省
25	道路橋定期点検要領	国土交通省
26	道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)	国土交通省
27	道路橋定期点検要領(案)	国土交通省
28	特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料	国土交通省
29	引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料	国土交通省
30	水中部の状態把握に関する参考資料	国土交通省
31	記録様式作成にあたっての参考資料(道路橋定期点検版)	国土交通省
32	定期点検結果記録要領(案)(道路橋)	国土交通省
33	維持修繕工事の事例集(案)	国土交通省
34	道路橋補修便覧	日本道路協会
35	総点検実施要領(案)【橋梁編】	国土交通省
36	コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会
37	舗装標準示方書	土木学会
38	コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+ 【JIS 規格集】	土木学会
39	コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会
40	コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会
41	コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会
42	道路構造令の解説と運用	日本道路協会
43	日野市契約事務規則	
44	その他、準拠する通達、通知等	